

## 香川県条例第10号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>28 略</p> <p><u>(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)</u></p> <p>29 <u>法附則第11条第33項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第33項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。</u></p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)</p> <p>30 略</p> <p>31～33 略</p> <p>34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの（<u>附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。</u>）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平</p>	<p>附 則</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>28 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)</p> <p>29 略</p> <p>30～32 略</p> <p>33 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの（<u>附則第31項の規定の適用を受ける自動車を除く。</u>）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平</p>

成19年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

35 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第33項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

36～40 略

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

成19年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

35～39 略